

第9回郡山市上下水道事業経営審議会 議事内容

日 時	令和3年8月4日（水） 午後3時20分～午後4時40分
場 所	郡山市上下水道局3階 特別会議室（オンライン併用）
出席者	<p>【委員：9名】 中野和典会長、小林裕子副会長、安部洋子委員、満田仁一委員 （オンライン） 太田善雄委員、齋藤勉委員、玉野井晃委員、平川真理子委員、松葉俊哉委員、 ※欠席者：伊藤江梨委員、伊藤清正委員、大波久夫委員、竹谷金浩委員、 【事務局：16名】 村上上下水道事業管理者 外</p>

1 開会	
事務局	第9回郡山市上下水道事業経営審議会を開会する。
2 会長あいさつ	
会 長	答申に向けて、それぞれの立場から様々な意見をいただきたい。長時間となるが、本日の審議が実りあるものになるように協力をお願いしたい。
3 審議	
事務局	欠席した委員は4名。郡山市上下水道事業経営審議会条例第5条第2項により、出席者が過半数であるため、本日の会議は成立していることを報告する。議事は会長が議長となり進めていただく。
議 長	本日の傍聴希望者はいるか。
事務局	本日の傍聴希望者はいない。
①「上下水道事業会計決算について」	
議 長	事務局から説明をお願いしたい。
事務局	【資料1】上下水道事業会計決算について説明】
議 長	委員から質問等あればお願いしたい。
委 員	旧豊田浄水場の事業が終了したことにより、令和2年度の当年度純利益が増加しているが、来年度以降も同水準が見込まれるのか。
事務局	来年度は同水準を見込んでいるが、以降は落ち着いてくると予測している。
委 員	雨水貯留施設の建設が続いている間は、建設改良費の増加は継続されるのか。
事務局	雨水貯留施設のような高額な建設改良事業を進めている間は増加すると見込んでいる。
②「水道料金・下水道使用料及び受益者負担金について」	
議 長	事務局から説明をお願いしたい。
事務局	【資料2】水道料金・下水道使用料及び受益者負担金について】のうち、「水道料金の資産維持費」について説明
議 長	委員から質問等あればお願いしたい。
委 員	水道料金算定要領では資産維持率の標準を3%としているが、独自に資産維持率を設定しているのは何故か。
事務局	資産維持率を3%とすると高額な料金設定になる可能性があり、現実的では無いため

	従来の方法で資産維持費を算出していた。
委員	郡山市と水道料金算定要領の資産維持率の乖離が大きいですが、今後は標準とされている3%に合わせていくのか。
事務局	現在の資産維持率では今後の更新需要に耐えられないため、今後の事業費の予測を立てて必要な積立額を示していきたい。
事務局	【資料2】水道料金・下水道使用料及び受益者負担金について】のうち、「第3次実施計画、財政計画」について説明
委員	樋門の遠隔操作を行う職員は配置され、外部から連絡は取れるのか。
事務局	基本的には警報が発表されると下水道部門の職員は待機となる。それらの職員と連絡を取ることも可能。
委員	課題は多々あると思うが、職員数の減少や夜間への対応として非常に良い取り組みであるため、樋門の遠隔操作化は前向きに取り組んでもらいたい。
委員	ポンプ場の運転調整や遠隔操作化について、図示してもらえると分かりやすい。
管理者	図化するなどして、地域にしっかりと説明していきたい。
委員	ポンプ場の停止については誰が決めるのか。
管理者	計画高水位を目安にポンプの停止を判断するという標準的な基準があるが、地域の方々が納得しにくい部分もあるため粘り強く説明していきたい。
委員	下水道法の改正によって樋門操作のルール策定が義務付けられたが、その改定の意味は何か。
事務局	今まではルールが明文化されていなかったことが原因で、全国的に様々な問題が発生していた。これまでの内部的なルールを市民に分かりやすくする意味もある。なお、樋門操作のルールだけでなくポンプによる排水についても同時に考えていかなければならない。
委員	樋門の遠隔操作化は望ましいことだが、ルール化と操作の判断の議論は明確に分けて説明した方が市民も理解しやすい。平時にどれだけ理解してもらえるかが今回の改正のポイントだと思うため、地域住民に十分な説明をお願いしたい。
4 その他	
議長	その他何かあればお願いしたい。
委員 事務局	特になし。
5 閉会	
事務局	以上をもって、第9回郡山市上下水道事業経営審議会を閉会する。